

## 介護保険法に基づく行政処分について

下記事業者に対して介護保険法（以下「法」という。）に基づく行政処分を行いましたので、お知らせします。

### 1. 行政処分を受ける者

- (1) 事業者名等：有限会社あおぞら  
(和歌山県田辺市上屋敷一丁目14番50号)  
取締役 丹羽 紀子
- (2) 事業所名等：あけぼの在宅介護サービス  
(和歌山県田辺市上屋敷一丁目14番50号)
- (3) サービスの種別：訪問介護
- (4) 指定年月日：平成17年3月1日

### 2. 行政処分の内容

- (1) 処分の内容：指定の取消し
- (2) 処分決定日：令和8年2月27日
- (3) 取消年月日：令和8年3月31日

### 3. 行政処分の理由

#### (1) 不正請求【法第77条第1項第6号】

- ①令和6年12月から令和7年2月まで、訪問介護員としての資格を持たない者がサービス提供を行い、介護報酬を請求した事実が確認された。
- ②同一時間帯に同一の訪問介護員が、複数の利用者に対してサービス提供したとする虚偽の記録を作成し、その記録に基づいて介護報酬を請求した事実が確認された。
- ③令和6年11月から令和7年2月の監査時点まで、実際にサービス提供していない訪問介護員の名義を用いて虚偽のサービス提供記録を作成し、その記録に基づいて介護報酬を請求した事実が確認された。
- ④監査の聴取と同じ時間帯に、サービス提供を実施したとする虚偽の記録を作成し、その記録に基づいて介護報酬を請求した事実が確認された。
- ⑤監査実施日に確認した当日のサービス提供状況と異なる虚偽のサービス提供記録を作成し、その記録に基づいて介護報酬を請求した事実が確認された。

#### (2) 虚偽報告【法第77条第1項第7号】

監査において、実際には当該事業所で勤務していない者の名義を用いて作成し

た虚偽の書類を県に提出した。

(3)虚偽答弁【法第77条第1項第8号】

監査において、実際には当該事業所で勤務していない者が勤務していたとする虚偽の答弁を行った。

4. 県が算定した不正請求額

1,655,720円

※法第22条第3項の規定により、保険者は支払った介護給付費について返還を求めることができます。また、その額に加算金40%を課すことができます。

※上記の額には加算金は含まれていません。

(連絡先)

介護サービス指導課

担当：西村、橋本

電話：073-441-2527(直通)